脱炭素先行地域住宅向け太陽光補助金

Ｒ８年度

住宅におけるエネルギーの地産地消を推進するため、市では、市の脱炭素先行地域（※１）において、自らの住宅に太陽光発電設備や蓄電池を設置する市民の方に補助金を交付します。

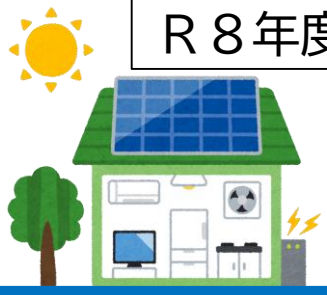

	太陽光発電設備	蓄電池
設備上限	（すでに設置している設備も含め）	
	10kW未満	20kWh未満
補助対象経費	設備費、設備工事費等	
補助率	２／３以内	
補助上限額	なし	
補助要件	【共通要件】 ・交付申請時点で工事に着手していない（未発注・未契約である）こと。 ・商用化され、導入実績があるものであること。 ・中古設備でないこと。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録を行わないこと。　など	
	【個別要件】 ・設備で発電する電力量の30%以上をその住宅で消費すること。 ・FIT制度やFIP制度の認定を取得しないこと。 など	【個別要件】 ・再エネ発電設備からの電気を蓄電するもので、平時充放電を繰り返す設備とすること。 ・一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が登録・公表している蓄電システムであること。 など
	※他にも要件がありますので、詳細は国要綱等でご確認願います。	

この補助金を利用する際の注意事項

・市の単費で行われる「住宅用太陽光発電システム等設置補助金」の併用は可能ですが、当該補助金と相反する要件がありますのでご注意ください。

	市の太陽光補助金	先行地域の太陽光補助金
例①	工事完了後（領収後）に交付申請	工事着手（発注・契約）前に交付申請
例②	FITの利用可	FITの利用不可
例③	他の補助金との併用可	国の補助金等や、国の交付金等で実施される県や市の補助金等との併用不可（申請先に要確認）
例④	太陽光発電設備は蓄電池又はV2Hとセットで補助対象	太陽光発電設備は単体でも補助対象

脱炭素先行地域（※１）　　詳細は市HPでご確認ください。

【鶴ヶ城周辺エリア】

【会津アピオエリア】

【湊エリア】

会津若松市　脱炭素　住宅用太陽光　　検　索

○問合せ先

会津若松市　脱炭素先行地域事業補助金事務局

電話：050-3033-1331　受付時間：８：３０～１７：１５

E-Mail：CN-aizuwakamatsu@tohmatsu.co.jp